

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
翌日休む）

目 次

◇ 告 示 農業振興地域の区域の変更（農政課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

都市計画の変更（二件）（都市計画課）

港湾隣接地域の指定（港湾課）

◇ 選管告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告 保母試験の合格者

告 示

鳥取県告示第七百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七

条第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域
鳥取地域	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 昭和六十二年九月鳥取県告示第七百四十六号で変更した鳥取都市計画による市街化区域 二 昭和六十年十月鳥取県告示第十二十六号で市街化区域から市街化調整区域に変更した区域（ただし、古海字西中田三七三の二、三七三の三、三七四の二から三七四の四まで、三七五の一から三七五の五まで、三七六の一、三七六の二、三七七、三七八の一、三七八の三から三七八の六まで、三七九の一から三七九の七まで、三八〇の三から三八〇の七まで、三八一の八、字上池ノ内四七六、四七六の一、四七七、四七八の一から四七八の三まで、四七九の一から四七九の三まで、四八〇の一、四八〇の二、四八一の一、四八一の二、四八二、四八三の一、四八三の二、四八四の一、四八四の二、四八五、四八六の一、四八六の二、四八七の一、四八七の二、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二、四九〇の一から四九〇の三まで、四

九〇の五、四九一の一、四九一の三、四九二の一、四九二の三、
 字下池ノ内四九三から四九五まで、四九五の一、四九六の一か
 ら四九六の四まで、四九七、四九八の二、四九八の三、四九九
 の一、四九九の二、五〇〇、五〇一、五〇二の一、五〇二の三、
 五〇五の二、字中實五二七の四、字上町田五二八の三、徳尾字
 上山崎一八五の一、一八六の五、一八六の六、一八七の二、一
 八八の二、一八九の二、字下山崎一八四の二、滝山字山下四〇
 三、四〇四の九、九、四〇四の一三、字小西谷口四二九の一五、
 四二九の一六、四二九の一八を除く。)で第一号図から第十号
 図までの青色で着色した区域

三 千代川河口のうち第十一号図の赤色で着色した区域

四 山陰海岸国立公園の特別地域

五 鳥取空港の区域

六 山陰海岸国立公園の特別地域、流岸線、鳥取港港湾隣接地域、
 旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道九
 号及び昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取
 森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四に開
 まれた区域

七 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林
 計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、一
 〇から一七まで、四六、四八、四九、五三から五五まで、五八
 から六一まで、六五から六八まで、一〇二から一〇四まで、一
 〇七から一一三まで、一二三から一二六まで、一三〇から一三
 四まで、一三七から一三九まで、一四二から一五二まで、一五
 六から一五八まで、一七三、一七五、一七六、一七九、一八〇、

一九〇、一九一、二〇三及び二〇四の区域並びに昭和五十六年
 四月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、一一三、一一
 四及び一〇三二の区域
 (第一号図から第十一号図までは、省略する。)

鳥取県告示第七百四十五号

三朝町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)助谷地区区
 画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地
 改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において
 準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市本高字風口、字玉川、字白木西分、字向白木、字茶屋土居

下、字多知見及び字立見並びに北村字恵幾谷、字花色、字花色ノ二、

字相笠、字隈脇、字上菖蒲田、字下菖蒲田及び字横縄手

市街化調整区域

変更する部分

鳥取市本高字風口、字玉川、字白木西分、字向白木、字茶屋土居

下、字多知見及び字立見並びに北村字恵幾谷、字花色、字花色ノ二、

字隈脇、字上菖蒲田及び字横縄手

削除する部分

鳥取市北村字相笠及び字下菖蒲田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

工業専用地域

追加する部分

鳥取市本高字風口、字玉川、字白木西分、字向白木、字茶屋土居

下、字多知見及び字立見並びに北村字恵幾谷、字花色、字花色ノ二、

字相笠、字隈脇、字上菖蒲田、字下菖蒲田及び字横縄手

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百四十八号

逢坂港に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を次のとおり指定したので、同法第三十七条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

港湾隣接地域に指定した地域

東 地 区

次の基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線と水際線に囲まれた

地域

基点一 基点二から三四五度四〇分三六・〇メートルの点（塩津字灘河原

一七一）

二 西伯郡中山町塩津字灘河原一七一の標柱

三 基点二から二八六度二〇分九九メートルの点（塩津字灘河原一七

六）

四 三から二七〇度〇〇分八六メートルの点（字西浪入五二

六）

五 四から二五七度〇〇分九九メートルの点（五三一

六 五から二四四度〇〇分三六メートルの点（五三四

七 六から三二八度三〇分三九メートルの点（五三〇

西 地 区

次の基点一から基点六までを順次に直線で結んだ線と水際線に囲まれた

地域

基点一 基点二から三二八度二〇分三四メートルの点（岡字濱八三）

二 西伯郡中山町岡字濱七八の標柱

三 基点二から二五五度〇〇分一四〇メートルの点（岡字濱八七）

四 三から二七四度三〇分一五五メートルの点（字亀岩三一三）

五 四から二四四度三〇分二〇三メートルの点（三一六

六 五から三四八度〇〇分三〇メートルの点（三一三）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県トラック支部	代表者の氏名	尾中 忠昭	森本 五郎	昭和六十二年七月二十日	政党

北邑芳夫後援会	"	坂本 春幸	山本 義勝	昭和六十 二年七月 三日	その他 の政治 団体
鳥取県トラック 運輸政治連盟	"	尾中 忠昭	森本 五郎	昭和六十 二年七月 二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
下西を働かせよう会	若林 巖	甲斐せつ子	境港市朝日町三五	昭和六十三年七月四日	その他政治団体
谷口竹雄後援会	矢野 聯蔵	谷口 肇	気高郡気高町大字浜村五五	昭和六十二年七月九日	"
谷本実夫を励ます会	長谷 寅雄	下田 賢治	八頭郡佐治村大字古市一九	昭和六十二年七月三十一日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額	収入総額	支出の内訳
下西を働かせよう会	昭和62年7月4日	1 収入・支出の総額	500円	2 支出の内訳
		(1) 収入総額	500円	経常経費
		7 前年繰越額	500円	事務所費
		1 本年収入額	0円	合 計
		(2) 支出総額	500円	500円
谷本実夫を励ます会	昭和62年7月31日	1 収入・支出の総額	195,000円	2 支出の内訳
		(1) 収入総額	195,000円	政治活動費
		7 前年繰越額	195,000円	その他の経費
		1 本年収入額	0円	合 計
		(2) 支出総額	195,000円	195,000円

政治団体の名称 谷口竹雄後援会

報告年月日 昭和62年7月9日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

公 告

昭和62年8月3日から同月6日までの間に実施した保母試験の合格者は次のとおりである。

昭和62年9月11日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

米 田 優 子	佐々木 美音子
岡 野 尚 恵	表 由 佳
生 田 陽 子	溝 口 弘 美
木 場 昭 子	渡 部 容 子
桑 島 佳 子	國 本 映 子
疋 田 知 佳 子	尾 悦 代
作 間 由 枝	